

議員提出第5号議案

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例の件

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和5年10月23日提出

提出者 神戸市会議員

大井 としひろ	高 橋 としえ	住本 かずのり
外 海 開 三	三木しんじろう	黒 田 武 志
山本 のりかず	ながさわ 淳一	さとう まちこ
つじ やすひろ	川 口 まさる	原 直 樹
なんの ゆうこ	のまち 圭 一	岩谷 しげなり

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10
月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び
第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 議員報酬月額は、次の各号に 掲げる者の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。	第2条 議員報酬月額は、次の各号に 掲げる者の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。

(1) 議長 <u>1,017,000円</u>	(1) 議長 <u>1,140,000円</u>
(2) 副議長 <u>928,000円</u>	(2) 副議長 <u>1,040,000円</u>
(3) 常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会の委員長 <u>856,000円</u>	(3) 常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会の委員長 <u>960,000円</u>
(4) 常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会の副委員長 <u>843,000円</u>	(4) 常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会の副委員長 <u>945,000円</u>
(5) 前各号に掲げる議員以外の議員 <u>830,000円</u>	(5) 前各号に掲げる議員以外の議員 <u>930,000円</u>

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理 由

神戸市においては少子・超高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増加等により、今後、より一層厳しい行政運営・財政運営が求められる。財政の健全性を保ちつつ、人口減少対策や、教育・子育て、医療・福祉施策など市民サービスの充実を図るためには、さらなる行財政改革の取り組みが必須であるが、神戸市会議員（議長、副議長、各委員会委員長及び副委員長を除く）の議員報酬は全国の政令市の中で、横浜市に次いで2番目に高額である。物価高騰など経済的な困難に直面している市民に将来的な負担の増加を強いることがないよう、まず議員自ら議員報酬を削減し財源を生み出すことで改革への覚悟を示し、行財政改革を推進していくべきと考える。

以上の理由から、本市市会議員の議員報酬の減額を行うに当たり、条例を制定する必要があるため。また、議長、副議長、各委員会委員長及び副委員長の各報酬についても同様の理由から、議長、副議長、各委員会委員長及び副委員長を除く議員報酬と同率の減額を行うに当たり、条例を制定する必要があるため。